

2010年12月16日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—中華人民共和国国務院公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第140号)

国務院、『外国企業常駐代表機関登記管理条例』を公布 駐在員事務所に関する規定を明確化

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国・国務院は2010年11月10日付で、『**外国企業常駐代表機関登記管理条例**』(中華人民共和国国務院令第584号、以下、『条例』という)を公布しました。『条例』は外国企業の駐在員事務所である「外国企業常駐代表機関」の設立、登記について規定したもので、**2011年3月1日**より施行されます。『条例』は全7章45条。1983年に公布された従来の規定が全20条に過ぎず、明確性に欠けていたのに比べ、『条例』は近年公布された関連規定や実務上の手続を踏まえ、駐在員事務所に係る設立、登記手続について詳細に規定されており、また駐在員事務所が従事可能な業務範囲についても明確化が図られています。

『条例』のポイントについては、以下をご参照ください。

□ 駐在員事務所が従事可能な業務を明確化

『条例』第2条では、駐在員事務所について、「外国企業が本条例の規定に基づき、中国国内に設立した、当該外国企業の業務と関連する**非営利性活動に従事する業務執行機関**」と定義し、第13条では「**代表機関は営利性活動に従事してはならない**」と規定し、駐在員事務所が原則として「営利性活動」に従事してはならない旨、明確にしています。

また駐在員事務所が従事可能な業務については、『条例』第14条において、以下の2つを挙げています。

- ✓ 外国企業の製品もしくはサービスと関連する市場調査、展示、宣伝活動。
- ✓ 外国企業の製品販売、サービス提供、国内での調達、国内での投資と関連する連絡活動。

1983年の規定では「直接的な経営活動には従事しない」と規定されているのみで、1995年公布の『外国企業常駐代表機関の審査・承認および管理に係る実施細則』においても「外国企業の業務範囲内における業務連絡、製品紹介、市場調査、技術交流などの業務活動」としか規定されていませんでしたが、『条例』では駐在員事務所が従事可能な業務について、上述のように明確化が図られています。

□ 駐在員事務所の代表の人数に対する制限

国家工商行政管理総局が今年1月に公布した『外国企業常駐代表機関登記管理をより一層強化することに関する通達』(工商外企字[2010]4号)では、駐在員事務所の代表の人数につき、「原則4人を超えてはならない」としていましたが、『条例』においてもその規制を引き継ぎ、外国企業は1名の首席代表のほか、1～3名の代表が派遣可能である旨、以下のように規定しています(『条例』第11条)。

- ✓ 外国企業は1名の首席代表を派遣しなければならない。
- ✓ 外国企業は業務の必要に応じて、1名から3名の代表を派遣することができる。

□ 設立登記に係る手続

駐在員事務所を設立する場合、管轄地域の工商行政管理局に以下の書類を提出し、設立登記手続を行わなければなりません。

- ✓ 代表機関設立登記申請書。
- ✓ 外国企業の住所証明書および2年以上存続していることに係る合法的な営業証明書。
- ✓ 外国企業の定款もしくは組織協議書。
- ✓ 外国企業の首席代表、代表に対する任命文書。
- ✓ 首席代表、代表の身分証明書および履歴書。
- ✓ 外国企業と業務取引のある金融機関が発行した資金信用証明書。
- ✓ 代表機関の駐在場所に係る合法的な使用証明書。

なお、関連規定において、駐在員事務所の設立に別途、関連部門の承認が必要であると定められている場合、外国企業は承認日から90日以内に管轄地域の工商行政管理局に設立登記を申請し、関連する承認文書も提出しなければなりません。

管轄地域の工商行政管理局は設立登記に係る申請を受理した日から15日以内に登記を認可するか否かの決定を出し、認可する場合、決定日から5日以内に「外国企業常駐代表機関登記証」と首席代表・代表の代表証を交付します。

なお、「外国企業常駐代表機関登記証」の発行日が駐在員事務所の設立日となります。

□ 変更登記に係る手続

外国企業が駐在員事務所の登記事項を変更する場合、登記事項に変更が発生してから60日以内に変更登記を申請しなければなりません。登記事項の変更につき、関連規定において登記前に承認が必要であると定めている場合、承認日から30日以内に変更登記を申請する必要があります。

また、駐在員事務所が駐在期限満了後も引き続き業務活動に従事する場合、外国企業は駐在期限満了前60日以内に管轄地域の工商行政管理局に対して変更登記を申請しなければなりません。

管轄地域の工商行政管理局は設立登記に係る申請を受理した日から10日以内に登記を認可するか否かの決定を出し、認可する場合、決定日から5日以内に「外国企業常駐代表機関登記証」と首席代表・代表の代表証を更新の上、再交付します。

□ 年度報告書の提出義務

『条例』第6条では、駐在員事務所は毎年3月1日から6月30日までの間に管轄地域の工商行政管理局に対して年度報告書を提出しなければならないと規定し、年度報告書の提出義務について明記しています。

また、年度報告書の内容については、主に以下の内容などが含まれるとしています。

- ✓ 外国機関の合法的な存続状況
- ✓ 駐在員事務所の業務活動に係る実施状況
- ✓ 会計士事務所の監査を受けた費用収支状況 など

□ 罰則規定の厳格化

『条例』第35～41条では、駐在員事務所の規定違反行為に対して罰則規定を設けており、処罰の対象となる行為、罰金額などについても詳細に規定しています。

例えば、駐在員事務所が『条例』の規定に違反し、営利性活動に従事した場合、違法所得および関連する道具・設備・原材料・製品などを没収の上、5万元以上50万元以下の罰金を科する旨、明確に規定しています。

また、未登記での駐在員事務所設立、虚偽書類の提出、年度報告書提出義務の懈怠、変更登記手続の懈怠などについても罰則・罰金規定が設けられており、駐在員事務所の管理強化を図る姿勢が見てとれるため、留意が必要です。

『条例』の詳細につきましては以下にございます日本語訳(仮訳)、および13ページにございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

中華人民共和國國務院令

第584号

『外国企業常駐代表機関登記管理条例』は2010年11月10日に国务院第132回常務会議において採択された。
ここに公布する。2011年3月1日より施行する。

総理 温家宝

2010年11月19日

『外国企業常駐代表機関登記管理条例』

第1章 総則

- 第1条** 外国企業常駐代表機関に係る設立およびその他の業務活動を規範化するため、本条例を制定する。
- 第2条** 本条例における外国企業常駐代表機関（以下、「代表機関」という）とは、外国企業が本条例の規定に基づき、中国国内に設立した、当該外国企業の業務と関連する非営利性活動に従事する業務執行機関のことを指す。代表機関は法人資格を有さない。
- 第3条** 代表機関は中国の法律を遵守し、中国国家の安全および社会公共利益に損害を与えてはならない。
- 第4条** 代表機関の設立、変更、終了は、本条例の規定に基づき、登記手続を行わなければならない。
- 外国企業が代表機関の登記手続を申請する場合、申請文書、資料の真実性に対して責任を負わなければならない。
- 第5条** 国家工商行政管理総局およびそれが授権した地方工商行政管理局は代表機関の登記および管理機関（以下、「登記機関」という）である。
- 登記機関はその他の関連部門との間に情報共有システムを構築し、相互に代表機関に関する情報を提供しなければならない。
- 第6条** 代表機関は毎年3月1日から6月30日までの間に登記機関に年度報告書を提出しなければならない。

年度報告書の内容には、外国機関の合法的な存続状況、代表機関による業務活動の実施状況および当該代表機関が会計士事務所の監査を受けた費用収支状況等の関連状況が含まれる。

第7条 代表機関は法に基づき会計帳簿を設け、真実に基づき外国企業の経費支払および代表機関の費用収支状況を記載し、かつ代表機関の駐在場所に設置しなければならない。

代表機関はその他の企業、組織もしくは個人の口座を使用してはならない。

第8条 外国企業が首席代表、代表および代表機関の業務人員を派遣する場合、法律、行政法規における出入国、居留、就業、納税、外貨登記等に関する規定を遵守しなければならない。規定に違反した場合、関連部門は法律、行政法規における関連規定に基づき処理する。

第2章 登記事項

第9条 代表機関の登記事項には、代表機関の名称、首席代表の氏名、業務範囲、駐在場所、駐在期限、外国企業の名称およびその住所が含まれる。

第10条 代表機関の名称は、以下の部分により順次構成されていなければならない：外国企業の国籍、外国企業の中国語名称、駐在都市の名称、および「代表処」の文言。また、以下の内容および文字が含まれていてはならない。

- (1) 中国国家の安全もしくは社会公共利益に損害を与えるもの。
- (2) 国際組織の名称。
- (3) 法律、行政法規もしくは国務院が禁止しているもの。

代表機関は登記機関において登記した名称によって業務活動に従事しなければならない。

第11条 外国企業は1名の首席代表を派遣しなければならない。首席代表は外国企業により書面で授権された範囲内において、外国企業を代表して代表機関の登記申請文書に署名することができる。

外国企業は業務の必要に応じて、1名から3名の代表を派遣することができる。

第12条 以下のいずれかの状況がある場合、首席代表、代表を担当することはできない。

- (1) 中国国家の安全もしくは社会公共利益に損害を与え、刑罰の判決を受けた場合。

- (2) 中国国家の安全もしくは社会公共利益等に損害を与える違法活動に従事したことにより、法に基づき設立登記の抹消、登記証の没収もしくは関連部門により法に基づき代表機関の閉鎖命令を受けた首席代表、代表が、抹消、没収もしくは閉鎖命令を受けた日から5年を超えていない場合。
- (3) 国家工商行政管理総局が定めるその他の状況。

第13条 代表機関は営利性活動に従事してはならない。

中国が締結もしくは参加している国際条約、協定に別途規定がある場合、その規定に基づく。ただし中国が留保を声明している条項は除く。

第14条 代表機関は外国企業の業務と関連する以下の活動に従事することができる。

- (1) 外国企業の製品もしくはサービスと関連する市場調査、展示、宣伝活動。
- (2) 外国企業の製品販売、サービス提供、国内での調達、国内での投資と関連する連絡活動。

法律、行政法規もしくは国務院において代表機関が前項に定める業務活動に従事する際に承認が必要であると規定している場合、承認を取得しなければならない。

第15条 代表機関の駐在場所は外国企業が自身で選択する。

国家の安全および社会公共利益の必要に基づき、関連部門は代表機関に対して駐在場所の調整を要求することができ、併せて遅滞なく登記機関に通知する。

第16条 代表機関の駐在期限は外国企業の存続期限を超えてはならない。

第17条 登記機関は代表機関の登記事項を代表機関登記簿に記載し、一般公衆による閲覧、複製に供さなければならない。

第18条 代表機関は登記機関が公布する外国企業常駐代表機関登記証（以下、「登記証」という）を代表機関駐在場所の目立つ位置に置かなければならない。

第19条 いかなる単位および個人も、登記証および首席代表、代表の代表証（以下、「代表証」という）を偽造、変造、賃貸、貸出、譲渡してはならない。

登記証および代表証を遺失もしくは毀損した場合、代表機関は指定された媒体において無効の声明を発表し、再受領を申請しなければならない。

登記機関が法に基づき変更登記の認可、抹消登記の認可、変更登記の取消、登記証没収に係る決定を行う場合、代表機関の元の登記証および元の首席代表、代表の代表証は自動的に失効する。

第20条 代表機関の設立、変更を行う場合、外国企業は登記機関に指定された媒体で社会に向けて公告を行わなければならない。

代表機関の抹消もしくは法に基づいた設立登記の取消、登記証の没収を行う場合、登記機関は公告を行う。

第21条 登記機関が代表機関の本条例に違反する疑いのある行為に対して取り調べを行う場合、法に基づき以下の職権を行使することができる。

- (1) 関連する単位および個人に対する調査、状況の把握。
- (2) 違法行為と関連する契約、伝票、帳簿およびその他の資料の調査・閲覧、コピー、差し押さえ、押収。
- (3) 違法行為の従事に専門的に使用した道具、設備、原材料、製品(商品)等の財産に対する差し押さえ、押収。
- (4) 違法行為に従事する代表機関の口座および預金と関連する会計証憑、帳簿、移動明細書等に対する照会。

第3章 設立登記

第22条 代表機関を設立する場合、登記機関に設立登記を申請しなければならない。

第23条 外国企業が代表機関の設立を申請する場合、登記機関に以下の文書、資料を提出しなければならない。

- (1) 代表機関設立登記申請書。
- (2) 外国企業の住所証明書および2年以上存続していることに係る合法的な営業証明書。
- (3) 外国企業の定款もしくは組織協議書。
- (4) 外国企業の首席代表、代表に対する任命文書。

- (5) 首席代表、代表の身分証明書および履歴書。
- (6) 外国企業と業務取引のある金融機関が発行した資金信用証明書。
- (7) 代表機関の駐在場所に係る合法的な使用証明書。

法律、行政法規もしくは国務院において代表機関の設立に承認が必要であると定めている場合、外国企業は承認日から90日以内に登記機関に設立登記を申請し、併せて関連する承認文書を提出しなければならない。

中国が締結もしくは参加している国際条約、協定において営利性活動に従事する代表機関が設立可能であると定めている場合、法律、行政法規もしくは国務院の規定に基づき相応する文書も提出しなければならない。

第24条 登記機関は申請受理日から15日以内に登記を認可するか否かの決定を出さなければならず、決定を出す前に必要に応じて関連部門の意見を求めることができる。登記を認可する決定を出す場合、決定日から5日以内に申請者に対して登記証および代表証を交付しなければならない。登記を認可しない決定を出す場合、決定日から5日以内に申請者に対して登記却下通知書を発行し、登記を認可しない理由を説明しなければならない。

登記証発行日を代表機関の設立日とする。

第25条 代表機関、主席代表、および代表は登記証、代表証に基づき居留、就業、納税、外貨登記等の関連手続の申請を行う。

第4章 変更手続

第26条 代表機関の登記事項に変更が発生した場合、外国企業は登記機関に変更登記を申請しなければならない。

第27条 登記事項を変更する場合、登記事項に変更が発生してから60日以内に変更登記を申請しなければならない。

登記事項の変更につき法律、行政法規もしくは国務院において登記前に承認が必要であると定めている場合、承認日から30日以内に変更登記を申請しなければならない。

第28条 代表機関の駐在期限満了後に引き続き業務活動に従事する場合、外国企業は駐在期限満了前60日以内に登記機関に変更登記を申請しなければならない。

第29条 代表機関の変更登記を申請する場合、代表機関の変更登記申請書および国家工商行政管理総局が提出を規定する関連文書を提出しなければならない。

登記事項の変更につき法律、行政法規もしくは国务院において登記前に承認が必要であると定めている場合、関連する承認文書も提出しなければならない。

第30条 登記機関は申請受理日から10日以内に変更登記を認可するか否かの決定を出さなければならない。変更登記を認可する決定を出す場合、決定日から5日以内に登記証および代表証を更新・発行しなければならない。変更登記を認可しない決定を出す場合、決定日から5日以内に申請者に対して変更登記却下通知書を発行し、変更登記を認可しない理由を説明しなければならない。

第31条 外国企業の署名有権者、企業の責任形式、資本(資産)、経営範囲および代表に変更が発生した場合、外国企業は上述の事項が発生してから60日以内に登記機関で届出手続を行わなければならない。

第5章 抹消登記

第32条 以下のいずれかの状況がある場合、外国企業は以下の事項が発生してから60日以内に登記機関に抹消登記を申請しなければならない。

- (1) 外国企業が代表機関を廃止する場合。
- (2) 代表機関の駐在期限が満了し、引き続き事業活動に従事しない場合。
- (3) 外国企業が終了した場合。
- (4) 代表機関が法に基づき承認を取り消された場合もしくは閉鎖を命じられた場合。

第33条 外国企業が代表機関の抹消登記を申請する場合、登記機関に以下の文書を提出しなければならない。

- (1) 代表機関抹消登記申請書。
- (2) 代表機関税務登記抹消証明書。
- (3) 税関、外貨部門が発行した関連事項の清算がすでに完了していること、もしくは当該代表機関が関連手続をまだ行っていないことに係る証明書。
- (4) 国家工商行政管理総局が提出を規定しているその他の文書。

法律、行政法規もしくは国務院において代表機関の活動終了に対して承認が必要であると規定している場合、関連する承認文書も提出しなければならない。

第34条 登記機関は申請を受理した日から10日以内に抹消登記を認可するか否かの決定を出さなければならない。抹消登記を認可する場合、決定日から5日以内に抹消認可通知書を発行し、登記証および代表証を接収しなければならない。抹消登記を認可しない場合、決定日から5日以内に申請者に対して抹消登記却下通知書を発行し、抹消登記を認可しない理由を説明しなければならない。

第6章 法的責任

第35条 登記を経ずに、勝手に代表機関を設立した場合もしくは代表機関の業務活動に従事した場合、登記機関は活動停止を命じ、5万元以上20万元以下の罰金を科する。

代表機関が本条例の規定に違反して営利性活動に従事した場合、登記機関は改正を命じ、違法所得を没収し、営利性活動に従事するのに専門的に用いた道具、設備、原材料、製品(商品)等の財産を没収し、5万元以上50万元以下の罰金を科する。状況が悪質な場合、登記証を没収する。

第36条 虚偽の資料の提出もしくはその他の詐欺手段によって真実の状況を隠蔽し、代表機関の登記の取得もしくは届出を行った場合、登記機関は改正を命じ、代表機関に対して2万元以上20万元以下の罰金を科し、直接責任を負う主管者およびその他の直接的な責任者に対して1千元以上1万元以下の罰金を科する。状況が悪質な場合、登記機関は登記の取消もしくは登記証の没収、代表証の廃棄を行う。

代表機関が提出した年度報告書が真実の状況を隠蔽し、虚偽を弄した場合、登記機関は改正を命じ、代表機関に対して2万元以上20万元以下の罰金を科する。状況が悪質な場合、登記証を没収する。

登記証、代表証の偽造、変造、賃貸、貸出、譲渡を行った場合、登記機関は代表機関に対して1万元以上10万元以下の罰金を科し、直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して1千元以上1万元以下の罰金を科する。状況が悪質な場合、登記証の没収、代表証の廃棄を行う。

第37条 代表機関が本条例第14条の規定に違反し、業務活動以外の活動に従事した場合、登記機関は期限を設けて改正を命じる。期限を過ぎても改正しない場合、1万元以上10万元以下の罰金を科する。状況が悪質な場合、登記証を没収する。

第38条 以下のいずれかの状況がある場合、登記機関は期限を設けて改正を命じ、1万元以上3万元以下の罰金を科する。期限を過ぎても改正しない場合、登記証を没収する。

- (1) 本条例の規定に基づかず、年度報告書の提出を行っていない場合。
- (2) 登記機関に登録した名称で業務活動に従事していない場合。
- (3) 中国政府の関連部門の要求に基づかず、駐在場所の調整を行っていない場合。
- (4) 本条例の規定に基づかず、設立、変更に係る状況を公告していない場合。
- (5) 本条例の規定に基づかず、変更登記、抹消登記もしくは届出に係る手続を行っていない場合。

第39条 代表機関が中国の国家安全もしくは社会公共利益等に危害を及ぼす深刻な違法活動に従事した場合、登記機関は登記証を没収する。

代表機関が本条例の規定に違反したことにより、設立登記の取消、登記証の没収を行われた場合、もしくは中国政府の関連部門によって閉鎖を命じられた場合、取消、抹消もしくは閉鎖を命じられた日から5年以内は、当該代表機関を設立した外国企業は中国国内に代表機関を設立してはならない。

第40条 登記機関およびその業務人員が職権濫用、職務懈怠、私利による不正行為を行い、本条例の規定に基づかず、登記、違法行為の取り調べを行った場合、もしくは違法行為の支援、庇護、容認を行った場合、法に基づき処分する。

第41条 本条例の規定に違反し、治安管理中に違反する行為を構成した場合、『中華人民共和國治安管理条例』の規定に基づき処罰する。犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第7章 附則

第42条 本条例における外国企業とは、外国の法律に基づき中国国外に設立された営利性組織のことを指す。

第43条 代表機関の登記に係る費用徴収項目は国務院の財政部門、価格主管部門の関連規定に基づき執行し、代表機関の登記に係る費用徴収基準は国務院の価格主管部門、財政部門の関連規定に基づき執行する。

第44条 香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区の企業が中国国内に代表機関を設立する場合、本条例の規定を参照して登記管理を行う。

第45条 本条例は2011年3月1日より施行する。1983年3月5日に国务院の承認を受け、1983年3月15日に元の国家工商行政管理局が公布した『外国企業常駐代表機関の登記管理に関する弁法』は同時に廃止する。

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部 仮訳 】

中华人民共和国国务院令
第 584 号

《外国企业常驻代表机构登记管理条例》已经 2010 年 11 月 10 日国务院第 132 次常务会议通过，现予公布，自 2011 年 3 月 1 日起施行。

总理 温家宝

二〇一〇年十一月十九日

《外国企业常驻代表机构登记管理条例》

第一章 总 则

- 第一条** 为了规范外国企业常驻代表机构的设立及其业务活动，制定本条例。
- 第二条** 本条例所称外国企业常驻代表机构（以下简称代表机构），是指外国企业依照本条例规定，在中国境内设立的从事与该外国企业业务有关的非营利性活动的办事机构。代表机构不具有法人资格。
- 第三条** 代表机构应当遵守中国法律，不得损害中国国家安全和社会公共利益。
- 第四条** 代表机构设立、变更、终止，应当依照本条例规定办理登记。
- 外国企业申请办理代表机构登记，应当对申请文件、材料的真实性负责。
- 第五条** 国家工商行政管理总局及其授权的地方工商行政管理局是代表机构的登记和管理机关（以下简称登记机关）。
- 登记机关应当与其他有关部门建立信息共享机制，相互提供有关代表机构的信息。
- 第六条** 代表机构应当于每年 3 月 1 日至 6 月 30 日向登记机关提交年度报告。年度报告的内容包括外国企业的合法存续情况、代表机构的业务活动开展情况及其经会计师事务所审计的费用收支情况等相关情况。
- 第七条** 代表机构应当依法设置会计账簿，真实记载外国企业经费拨付和代表机构费用收支情况，并置于代表机构驻在场所。

代表机构不得使用其他企业、组织或者个人的账户。

第八条 外国企业委派的首席代表、代表以及代表机构的工作人员应当遵守法律、行政法规关于出入境、居留、就业、纳税、外汇登记等规定；违反规定的，由有关部门依照法律、行政法规的相关规定予以处理。

第二章 登记事项

第九条 代表机构的登记事项包括：代表机构名称、首席代表姓名、业务范围、驻在场所、驻在期限、外国企业名称及其住所。

第十条 代表机构名称应当由以下部分依次组成：外国企业国籍、外国企业中文名称、驻在城市名称以及“代表处”字样，并不得含有下列内容和文字：

- （一） 有损于中国国家安全或者社会公共利益的；
- （二） 国际组织名称；
- （三） 法律、行政法规或者国务院规定禁止的。

代表机构应当以登记机关登记的名称从事业务活动。

第十一条 外国企业应当委派一名首席代表。首席代表在外国企业书面授权范围内，可以代表外国企业签署代表机构登记申请文件。

外国企业可以根据业务需要，委派 1 至 3 名代表。

第十二条 有下列情形之一的，不得担任首席代表、代表：

- （一） 因损害中国国家安全或者社会公共利益，被判处刑罚的；
- （二） 因从事损害中国国家安全或者社会公共利益等违法活动，依法被撤销设立登记、吊销登记证或者被有关部门依法责令关闭的代表机构的首席代表、代表，自被撤销、吊销或者责令关闭之日起未逾 5 年的；
- （三） 国家工商行政管理总局规定的其他情形。

第十三条 代表机构不得从事营利性活动。

中国缔结或者参加的国际条约、协定另有规定的，从其规定，但是中国声明保留的条款除外。

第十四条 代表机构可以从事与外国企业业务有关的下列活动：

- （一） 与外国企业产品或者服务有关的市场调查、展示、宣传活动；
- （二） 与外国企业产品销售、服务提供、境内采购、境内投资有关的联络活动。

法律、行政法规或者国务院规定代表机构从事前款规定的业务活动须经批准的，应当取得批准。

第十五条 代表机构的驻在场所由外国企业自行选择。

根据国家安全和社会公共利益需要，有关部门可以要求代表机构调整驻在场所，并及时通知登记机关。

第十六条 代表机构的驻在期限不得超过外国企业的存续期限。

第十七条 登记机关应当将代表机构登记事项记载于代表机构登记簿，供社会公众查阅、复制。

第十八条 代表机构应当将登记机关颁发的外国企业常驻代表机构登记证（以下简称登记证）置于代表机构驻在场所的显著位置。

第十九条 任何单位和个人不得伪造、涂改、出租、出借、转让登记证和首席代表、代表的代表证（以下简称代表证）。

登记证和代表证遗失或者毁坏的，代表机构应当在指定的媒体上声明作废，申请补领。

登记机关依法作出准予变更登记、准予注销登记、撤销变更登记、吊销登记证决定的，代表机构原登记证和原首席代表、代表的代表证自动失效。

第二十条 代表机构设立、变更，外国企业应当在登记机关指定的媒体上向社会公告。

代表机构注销或者被依法撤销设立登记、吊销登记证的，由登记机关进行公告。

第二十一条 登记机关对代表机构涉嫌违反本条例的行为进行查处，可以依法行使下列职权：

- （一） 向有关的单位和个人调查、了解情况；
- （二） 查阅、复制、查封、扣押与违法行为有关的合同、票据、账簿以及其他资料；

- (三) 查封、扣押专门用于从事违法行为的工具、设备、原材料、产品（商品）等财物；
- (四) 查询从事违法行为的代表机构的账户以及与存款有关的会计凭证、账簿、对账单等。

第三章 设立登记

第二十二条 设立代表机构应当向登记机关申请设立登记。

第二十三条 外国企业申请设立代表机构，应当向登记机关提交下列文件、材料：

- (一) 代表机构设立登记申请书；
- (二) 外国企业住所证明和存续 2 年以上的合法营业证明；
- (三) 外国企业章程或者组织协议；
- (四) 外国企业对首席代表、代表的任命文件；
- (五) 首席代表、代表的身份证明和简历；
- (六) 同外国企业有业务往来的金融机构出具的资金信用证明；
- (七) 代表机构驻在场所的合法使用证明。

法律、行政法规或者国务院规定设立代表机构须经批准的，外国企业应当自批准之日起 90 日内向登记机关申请设立登记，并提交有关批准文件。

中国缔结或者参加的国际条约、协定规定可以设立从事营利性活动的代表机构的，还应当依照法律、行政法规或者国务院规定提交相应文件。

第二十四条 登记机关应当自受理申请之日起 15 日内作出是否准予登记的决定，作出决定前可以根据需要征求有关部门的意见。作出准予登记决定的，应当自作出决定之日起 5 日内向申请人颁发登记证和代表证；作出不予登记决定的，应当自作出决定之日起 5 日内向申请人出具登记驳回通知书，说明不予登记的理由。

登记证签发日期为代表机构成立日期。

第二十五条 代表机构、首席代表和代表凭登记证、代表证申请办理居留、就业、纳税、外汇登记等有关手续。

第四章 变更登记

第二十六条 代表机构登记事项发生变更，外国企业应当向登记机关申请变更登记。

第二十七条 变更登记事项的，应当自登记事项发生变更之日起 60 日内申请变更登记。

变更登记事项依照法律、行政法规或者国务院规定在登记前须经批准的，应当自批准之日起 30 日内申请变更登记。

第二十八条 代表机构驻在期限届满后继续从事业务活动的，外国企业应当在驻在期限届满前 60 日内向登记机关申请变更登记。

第二十九条 申请代表机构变更登记，应当提交代表机构变更登记申请书以及国家工商行政管理总局规定提交的相关文件。

变更登记事项依照法律、行政法规或者国务院规定在登记前须经批准的，还应当提交有关批准文件。

第三十条 登记机关应当自受理申请之日起 10 日内作出是否准予变更登记的决定。作出准予变更登记决定的，应当自作出决定之日起 5 日内换发登记证和代表证；作出不予变更登记决定的，应当自作出决定之日起 5 日内向申请人出具变更登记驳回通知书，说明不予变更登记的理由。

第三十一条 外国企业的有权签字人、企业责任形式、资本（资产）、经营范围以及代表发生变更的，外国企业应当自上述事项发生变更之日起 60 日内向登记机关备案。

第五章 注销登记

第三十二条 有下列情形之一的，外国企业应当在下列事项发生之日起 60 日内向登记机关申请注销登记：

- （一） 外国企业撤销代表机构；
- （二） 代表机构驻在期限届满不再继续从事业务活动；
- （三） 外国企业终止；
- （四） 代表机构依法被撤销批准或者责令关闭。

第三十三条 外国企业申请代表机构注销登记，应当向登记机关提交下列文件：

- （一） 代表机构注销登记申请书；
- （二） 代表机构税务登记注销证明；
- （三） 海关、外汇部门出具的相关事宜已清理完结或者该代表机构未办理相关手续的证明；

（四）国家工商行政管理总局规定提交的其他文件。

法律、行政法规或者国务院规定代表机构终止活动须经批准的，还应当提交有关批准文件。

第三十四条 登记机关应当自受理申请之日起 10 日内作出是否准予注销登记的决定。作出准予注销决定的，应当自作出决定之日起 5 日内出具准予注销通知书，收缴登记证和代表证；作出不予注销登记决定的，应当自作出决定之日起 5 日内向申请人出具注销登记驳回通知书，说明不予注销登记的理由。

第六章 法律责任

第三十五条 未经登记，擅自设立代表机构或者从事代表机构业务活动的，由登记机关责令停止活动，处以 5 万元以上 20 万元以下的罚款。

代表机构违反本条例规定从事营利性活动的，由登记机关责令改正，没收违法所得，没收专门用于从事营利性活动的工具、设备、原材料、产品（商品）等财物，处以 5 万元以上 50 万元以下罚款；情节严重的，吊销登记证。

第三十六条 提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒真实情况，取得代表机构登记或者备案的，由登记机关责令改正，对代表机构处以 2 万元以上 20 万元以下的罚款，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以 1000 元以上 1 万元以下的罚款；情节严重的，由登记机关撤销登记或者吊销登记证，缴销代表证。

代表机构提交的年度报告隐瞒真实情况、弄虚作假的，由登记机关责令改正，对代表机构处以 2 万元以上 20 万元以下的罚款；情节严重的，吊销登记证。

伪造、涂改、出租、出借、转让登记证、代表证的，由登记机关对代表机构处以 1 万元以上 10 万元以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以 1000 元以上 1 万元以下的罚款；情节严重的，吊销登记证，缴销代表证。

第三十七条 代表机构违反本条例第十四条规定从事业务活动以外活动的，由登记机关责令限期改正；逾期未改正的，处以 1 万元以上 10 万元以下的罚款；情节严重的，吊销登记证。

第三十八条 有下列情形之一的，由登记机关责令限期改正，处以 1 万元以上 3 万元以下的罚款；逾期未改正的，吊销登记证：

- (一) 未依照本条例规定提交年度报告的；
- (二) 未按照登记机关登记的名称从事业务活动的；
- (三) 未按照中国政府有关部门要求调整驻在场所的；
- (四) 未依照本条例规定公告其设立、变更情况的；
- (五) 未依照本条例规定办理有关变更登记、注销登记或者备案的。

第三十九条 代表机构从事危害中国国家安全或者社会公共利益等严重违法活动的，由登记机关吊销登记证。

代表机构违反本条例规定被撤销设立登记、吊销登记证，或者被中国政府有关部门依法责令关闭的，自被撤销、吊销或者责令关闭之日起 5 年内，设立该代表机构的外国企业不得在中国境内设立代表机构。

第四十条 登记机关及其工作人员滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊，未依照本条例规定办理登记、查处违法行为，或者支持、包庇、纵容违法行为的，依法给予处分。

第四十一条 违反本条例规定，构成违反治安管理行为的，依照《中华人民共和国治安管理处罚法》的规定予以处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第七章 附 则

第四十二条 本条例所称外国企业，是指依照外国法律在中国境外设立的营利性组织。

第四十三条 代表机构登记的收费项目依照国务院财政部门、价格主管部门的有关规定执行，代表机构登记的收费标准依照国务院价格主管部门、财政部门的有关规定执行。

第四十四条 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区企业在中国境内设立代表机构的，参照本条例规定进行登记管理。

第四十五条 本条例自 2011 年 3 月 1 日起施行。1983 年 3 月 5 日经国务院批准，1983 年 3 月 15 日原国家工商行政管理局发布的《关于外国企业常驻代表机构登记管理办法》同时废止。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。